

介護老人保健施設ばらの里 入所利用契約書兼重要事項説明書

(契約の目的)

第1条 介護老人保健施設ばらの里（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

(適用期間)

第2条 本契約は、利用者が介護老人保健施設入所利用契約書を当施設に提出したのち、令和6年4月1日から効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。また、法改正等による変更事項については、別紙で同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本契約及び別紙の改定が行なわれない限り、初回利用時の契約書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。

- ① 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本契約上当施設に対して負担する一切の債務を極度額150万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に受診又は入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。
- 4 身元引受人は、当施設、当施設の職員若しくは他の入所者に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 当施設の定期的実施される入所継続検討会議において、退所して居宅で生活ができると判断された場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切なサービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本契約に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者及び身元引受人が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑥ 当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることが不可能に至った場合。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本契約に基づく介護保健施設サービスの対価として、利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があり、保証するものとします。

2 当施設は、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日頃までに送付し、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額を当月の25日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対して、領収書を発行します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。(診療録については、5年間保管します。)

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。

但し、身元引受人に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報を適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供をおこなうこととします。

- ① サービス提供時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の医療機関への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設において対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第 12 条 利用者及び身元引受人は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、介護支援専門員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者あての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 13 条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 14 条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

介護老人保健施設ばらの里のご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 ばらの里
- ・開設年月日 平成12年3月31日
- ・所在地 千葉県八千代市島田台字大東台764-2
- ・電話番号 047(480)0105 FAX番号 047(459)3141
- ・管理者名 施設長 富塚 卓也
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(1250480038号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針「目的」

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること。

また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設ばらの里の運営方針]

- 1 当施設は常に入所者及び通所者の意思・人格を尊重し、利用者の立場にたった施設サービスの提供に努めます。
- 2 当施設の運営方針として、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保健施設、その外の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連帯に努めます。
- 3 ボランティアの受け入れ・育成などを含め常に地域に向かって開かれた施設であるように努めます。

(3) 施設の職員体制

職 種	介護保健施設サービス 短期入所療養介護		通所リハビリテーション		訪問リハビリテーション		職 務
	常 勤 人	非常勤 人	常 勤 人	非常勤 人	常 勤 人	非常勤 人	
管理者 (施設長)	1						施設、職員及び 業務の管理
医師	1	0.2	1		1		利用者の健康管理
薬剤師		0.4					薬の調剤
看護職	8	3.4					利用者の看護
介護職	29	2.8	7	4.2			利用者の介護
支援相談員	1						利用者家族の相談援助
理学療法士	1.0		1.0	0.4	0.5		機能回復訓練の実施
管理栄養士	1						利用者の栄養管理
介護支援 専門員	1						ケアプランの策定
調理員	8 (委託)						入所者の食事調理
事務職員	3		3		3		事務全般
その他職員	1	1.1					施設営繕 送迎運転
合計	55.0	7.9	8.0	4.6	0.5		

※管理者（施設長）は医師（常勤）を兼務

※上記人員基準は兼務を含む

(4) 入所定員等

- ・ 定員100名（うち認知症専門棟 50名）
（短期入所療養介護を含む）
- ・ 療養室 個室 26室、2人室 7室、3人室 20室

(5) 通所定員 通所リハビリテーション 40名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② (介護予防) 短期入所療養介護計画の立案
- ③ (介護予防) 通所リハビリテーション計画の立案
- ④ (介護予防) 訪問リハビリテーション計画の立案
- ⑤ 食事 (食事は原則として食堂でおとりいただきます。)
朝食 8時から9時
昼食 12時から13時
おやつ 15時から15時30分
夕食 18時から19時
- ⑥ 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ⑦ 医学的管理・看護
- ⑧ 介護 (退所時の支援も行います)
- ⑨ リハビリテーション
- ⑩ 相談援助サービス
- ⑪ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑫ 理美容サービス (委託業者による)
- ⑬ 基本時間外施設利用サービス (何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用)
- ⑭ 行政手続代行
- ⑮ その他

※ これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、詳細についてはご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・ 協力医療機関

名 称 医療法人社団 晴山会 平山病院

住 所 千葉市花見川区花見川1494-3

名 称 医療法人社団 誠馨会 セコメディック病院

住 所 船橋市豊富町696-1

・ 協力歯科医療機関

名 称 医療法人社団 陵栄会 佐倉デンタルクリニック

住 所 佐倉市稲荷台1-11-1 第八倉田ビル1階

◇ 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会 平日・休日 13:00～18:00
- ・外出・外泊 許可が出た場合は可能
- ・飲酒・喫煙 不可
- ・外泊時等の施設外での受診 不可
- ・金銭・貴重品の持込 不可

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回以上

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話047-480-0105)

要望や苦情などは、介護支援専門員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、施設内に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

介護老人保健施設サービスについて

1. 介護保険証の確認

ご利用の申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護老人保健施設サービスの概要

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇ 医療・看護

介護老人保健施設は入院の必要のない病状が安定した状態の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇ 介護

施設サービス計画に基づいて実施します。

◇ リハビリテーション

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇ 栄養管理

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇ 生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金 ※負担割合が、2割・3割の方は<別紙料金表>参照

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

	一般入所	認知症専門棟
要介護1	(750円)	(830円)
	829円	909円
要介護2	(798円)	(878円)
	881円	961円
要介護3	(866円)	(946円)
	949円	1,029円
要介護4	(923円)	(1,003円)
	1,005円	1,085円
要介護5	(974円)	(1,054円)
	1,058円	1,138円

備考) ・介護保健施設サービス費 (I) 【基本型】
 ・個室分は、上段に () 書きした。

(2) 各種加算 ※実績に応じて加算されます。

加算項目	単位	金額	算定要件
在宅復帰在宅療養支援機能加算 (I)	1日	54円	在宅復帰率・ベッド回転率・入退所前後訪問指導・居宅サービスの実施数、リハビリ職・支援相談員の配置割合、要介護4又は5の割合、喀痰吸引の実施割合、経管栄養等の実施割合、実施数を評価した場合に加算。
夜勤職員配置加算	1日	25円	入所者に対して夜勤を行う介護職員・看護職員を適正に配置している場合に加算。
初期加算 (I)	1日	63円	急性期医療を担う医療機関の一般病棟へ入院後30日以内に退院(入所)した日から起算して30日以内の期間について加算する。
初期加算 (II)	1日	32円	入所した日から起算して30日以内の期間について加算する。
認知症ケア加算	1日	80円	認知症専門棟入所の場合に加算。施設サービス費(認知症専門棟)に含む。
認知症専門ケア加算 (I)	1	4円	・施設利用者の総数のうち、日常生活に

	日		支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること。 ・認知症介護に係る専門的な研修を修了している者・認知症ケアに関する専門性の高い看護師を置き、専門的ケアを実施していること。
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	1日	5円	認知症専門ケア加算（Ⅰ）に加え、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケア指導等を実施していること。
若年性認知症入所者受入加算	1日	126円	若年性認知症者の場合に加算。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日	209円	医師が、認知症行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断し、入所した場合に、入所後7日間に限り加算。
所定疾患施設療養費（Ⅰ）	1日	250円	肺炎、尿路感染症、蜂窩織炎、带状疱疹又は慢性心不全の憎悪について、投薬、検査、注射、処置等を行った場合、1月に1回連続する7日間に限り、加算。
所定疾患施設療養費（Ⅱ）	1日	502円	所定疾患施設療養費（Ⅰ）に加え、医師が感染症対策に関する研修を受講している場合に、1月に1回連続する10日間に限り、加算。
外泊時費用 （在宅サービスを使った場合）	1日	379円 (836円)	外泊された場合は、1月に6日を限度として加算。外泊の初日及び最終日は、入所日同様の扱いとなり、加算されません。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日	23円	介護福祉士が80%以上配置されている又は、勤続10年以上の介護福祉士が35%以上配置されている場合に加算。
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日	19円	介護福祉士が60%以上配置されている場合に加算。
療養食加算	1食	7円	医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合に加算。
短期集中 リハビリテーション実施加	実施	270円	入所後3ヶ月間に限る。状態の維持、改善に向けた集中的なリハビリテーション

算（Ⅰ）	日数		実施し且つ月1回以上ADL等の評価を行うとともに、評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリ計画を見直した場合に算定。
短期集中 リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	実施日数	209円	入所後3ヶ月間に限る。状態の維持、改善に向けた集中的なリハビリテーションの実施に対して算定。
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	実施日数	251円	入所後3ヶ月間に限る。 認知症の方で生活改善に向けた集中的なリハビリテーション実施且つ入所者が退所後生活する居宅または施設等を訪問し、生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成した場合に算定。
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	実施日数	126円	入所後3ヶ月間に限る。 認知症の方で生活改善に向けた集中的なリハビリテーション実施に対して加算。
ターミナルケア加算	実施日数	76円	お亡くなりになった日の以前31日以上45日以下
		168円	お亡くなりになった日の以前4日以上30日以下
		951円	お亡くなりになった日の前日及び前々日
		1,986円	お亡くなりになった日当日
安全対策体制加算	1回	21円	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安対策を実施する体制が整備されている場合に、入所時につき1回加算。
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	1回	471円	入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定前30日以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合。
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	1回	502円	入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定前30日以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画

			の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合。
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ	1回	147円	<p>① 医師又は薬剤師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講</p> <p>② 入所後1月以内に、状況に応じて入所者の処方内容を変更する可能性があることについて主治医に説明し、合意している。</p> <p>③ 入所前に当該入所者に6種類以上の内服薬が処方されており、施設の医師と主治医が共同し、入所中に処方内容を総合的に評価・調整し、療養上必要な指導を行う。</p> <p>④ 入所中に処方内容に変更があった場合は医師、薬剤師、看護師等の関係職種間で情報共有を行い、変更後の入所者の状態等について、多職種で確認を行う。</p> <p>⑤ 入所時と退所時の処方内容に変更がある場合は変更の経緯、変更後の状態等について、退所時又は退所後1月以内に主治医に情報提供を行い、診療録に記載する。</p> <p>上記を満たした場合に算定。</p>
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ	1回	74円	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イの要件①、④、⑤を満たしていること。 ・入所前に6種類以上の内服薬が処方されていた入所者について、施設において、入所中に服用薬剤の総合的な評価及び調整を行い、かつ、療養上必要な指導を行うこと。 <p>上記を満たした場合に算定。</p>
訪問看護指示加算	1回	314円	入所者の退所時に、当該施設医師が診療に基づき、指定訪問看護の利用が必要であると認め、当該入所者の選定する指定訪問看護ステーションに対して、当該入所者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に加算。

入退所前連携加算（Ⅰ）	1回	627円	入所予定30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合に加算。
入退所前連携加算（Ⅱ）	1回	418円	入所期間が1月を超える入所者が退所し、居宅サービス等を利用する場合、入所者の退所に先立って入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対し、診療状況を示す文書を添えて、必要な情報を提供し、かつ、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に加算。
退所時情報提供加算（Ⅰ）	1回	523円	入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅、又は社会福祉施設等において、当該入所者の診療状況を示す文書を添えた場合に加算。
試行的退所時指導加算	1回	418円	退所が見込まれる入所期間が1月を超える入所者をその居宅において試行的に退所させる場合において、当該入所者の試行的な退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合に、入所中最初に試行的な退所を行った月から3か月の間に限り1人につき1月に1回加算。
経口維持加算（Ⅰ）	1月	418円	経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して医師または歯科医師の指示に基づき、各職種が共同して、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師または歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に加算。
経口維持加算（Ⅱ）	1月	105円	経口維持加算（Ⅰ）の内容に、言語聴覚士が加わった場合に加算。

経口移行加算	1 月	30 円	医師の指示に基づき、各職種が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員が行う支援が、当該計画が作成された日から起算して 180 日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口による摂取による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対して以内の期間に限り加算。
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	1 月	94 円	口腔ケア・マネジメント計画により管理している場合に加算。
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	1 月	115 円	口腔衛生管理加算（Ⅰ）の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算。
自立支援促進加算	1 月	314 円	医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも 6 月に 1 回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加していること。 医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた者毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。 医学的評価に基づき、少なくとも 3 月 1 回、入所者ごとに支援計画を見直していること。 医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切

			かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算。
科学的介護推進体制加算 (Ⅰ)	1月	42円	入所者ごとの、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。 必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他のサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に加算。
科学的介護推進体制加算 (Ⅱ)	1月	63円	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)の要件に加え、疾病の状況や服薬情報等の情報も厚生労働省に提出している場合に加算。
協力医療機関連携加算 ()内は令和7年度～算定	1月	105円 (53円)	協力医療機関と入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的で開催した場合に加算。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ※1	1月	—	介護職員の処遇改善の為、サービスの総単位数の3.9%の単位数を加算。
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) ※1	1月	—	介護職員等の処遇改善の為、サービスの総単位数の2.1%の単位数を加算。
介護職員等ベースアップ等 支援加算 ※1	1月	—	介護職員等のベースアップ等の為、サービスの総単位数の0.8%の単位数を加算。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ※2	1月	—	介護職員等の処遇改善の為、サービスの総単位数の7.5%の単位数を加算。

※1 令和6年5月31日まで算定

※2 令和6年6月1日より算定

(3) 居住費

個室 1,840円 多床室 520円

(4) 食費(1日当たり) 1,900円(おやつを含む)

※ 食費・居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額が1日にお支払いいただく食費・居住費の上限となります。

※ 食費・居住費について、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階、

まで)の利用者の自己負担額については、別途資料「国が定める利用者負担
限度額段階(第1~3段階)に該当する利用者等の負担額」をご覧ください。

(5) その他の料金

① 特別室利用料(1日当たり)

1,650円(消費税を含む)※一般棟の個室のみ

② 理美容代 カット 1,800円 カラー 3,200円

③ 各種証明書料及び文書作成料等 5,000円(+税)

④ ターミナルケア(看取り)を施設で行った場合

・エンゼルケア費 20,000円(+税)

・死亡診断書作成代 5,000円(+税)

・浴衣(希望の方のみ) 3,000円(+税)

※ その他、利用者の希望に応じてサービスを提供する場合は、その同意のもとに
実費をお支払いいただきます。(例：マウスケア用品等)

個人情報の利用目的

介護老人保健施設ばらの里では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
 - －施設サービス計画に位置付けた施設サービス担当者との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- ・介護保険事務
- ・管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －厚生労働省へのデータ提出
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設ばらの里入所利用契約書

介護老人保健施設ばらの里を入所利用するにあたり、介護老人保健施設入所利用契約書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で契約します。

年 月 日

[利用者] : 氏名 _____ 印

住所 _____

[利用者の身元引受人] : 氏名 _____ 印

住所 _____

[施設] : 住所 千葉県八千代市島田台字大東台 764-2

名称 介護老人保健施設 ばらの里

施設長 富塚 卓也

利用者の写真及び映像が施設ホームページやパンフレットに使用されることへの同意

同意する 同意しない

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、身元引受人、当施設が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

【本契約第 6 条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏名	(続柄)
・住所	
・電話番号	

【本契約第 10 条 3 項緊急時及び第 11 条 3 項事故発生時の連絡先】

・氏名	(続柄)
・住所	
・電話番号	